

IV

資料編

児童憲章

制定日 昭和26年5月5日

制定者 児童憲章制定会議（内閣総理大臣により招集。国民各層・各界の代表で構成。）

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境の中で育てられる。

- 一 すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
- 二 すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これに代わる環境が与えられる。
- 三 すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
- 四 すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
- 五 すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶよう

に、みちびかれ、また、道徳的心情がつかかわれる。

- 六 すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
- 七 すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
- 八 すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
- 九 すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、悪い環境からまもられる。
- 十 すべての児童は、虐待・酷使・放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
- 十一 すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
- 十二 すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

児童福祉法（第五節『児童委員』部分のみ抜粋）

公布 昭和22年12月12日法律第164号

最終改正 平成25年 6月14日法律第 44号

第五節◆児童委員

第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。

- ② 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
- ③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。
- ④ 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によって行う。

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。

- 一 児童及び妊産婦につき、その生活及び取り巻く環境の状況を適切に把握しておくこと。
- 二 児童及び妊産婦につき、その保護、保健その他福祉に関し、サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
- 三 児童及び妊産婦に係る社会福祉を目的とする事業を経営する者又は児童の健やかな育成に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。

四 児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力すること。

五 児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努めること。

六 前各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊産婦の福祉の増進を図るための活動を行うこと。

- ② 主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力をを行う。
- ③ 前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。
- ④ 児童委員は、その職務に関し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第十八条 市町村長は、前条第一項又は第二項に規定する事項に関し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

- ② 児童委員は、その担当区域内における児童又は妊産婦に関し、必要な事項につき、その担当区域を管轄する児童

相談所長又は市町村長にその状況を通知し、併せて意見を述べなければならない。

- ③ 児童委員が、児童相談所長に前項の通知をするときは、緊急の必要があると認める場合を除き、市町村長を経由するものとする。
- ④ 児童相談所長は、その管轄区域内の児童委員に必要な調査を委嘱することができる。

第十八条の二 都道府県知事は、児童委員の研修を実施しなければならない。

第十八条の三 この法律で定めるもののほか、児童委員に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

児童委員の活動要領

平成16年11月8日改正
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)

第1◆児童委員の任務と心構え

1 児童委員の任務

(1) 地域における活動の推進

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関する地域の自主的な活動の中心として、住民、団体と協力してその推進を図り、児童福祉施設、地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、これを支援するとともに、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(2) 関係機関との連携・協力

児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進に関し、都道府県、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、その業務に積極的に協力する。なお、児童委員はそれぞれ区域を担当するものとされているところであるが、その担当区域をまたがる事案については、当該区域を担当する児童委員と連携・協力する。

2 児童委員の心構え

(1) 使命の重要性の認識と知識、技術の向上

地域における児童、妊産婦、母子家庭等の福祉の増進を図るという任務にかんがみ、その使命の重要性について認識を深めるとともに任務の遂行に必要な福祉に関する制度、サービスについての知識、相談等についての技術を高める。

(2) 住民、関係機関との円滑な関係

地域住民、団体、関係機関等との良好な関係を維持することにより、円滑かつ効果的な活動を行うことができる基盤をつくる。

(3) 誠意と奉仕の精神

問題を客観的、総合的に把握し、適切な判断に基づく支援が進められるよう、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携しつつ、誠意と奉仕の精神をもって適切に対処する。

(4) 住民の立場に立った活動

支援を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の人権を尊重し、児童及び保護者の立場に立ち、その立場を理解し、お互

いの信頼関係を基礎に支援することを原則とする。また、職務上知り得た秘密が十分保護されるよう留意しながら、社会福祉及びその他の多様な社会資源の提供に努める。

第2◆児童委員の活動

1 実情の把握と記録

(1) 地域の実情の一般的把握

児童委員は、市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等と連携する等の方法により、地域住民の生活実態等を適切に把握しておく。併せて、児童委員制度を周知すること等により、地域の実情が的確に把握できるよう努める。

(2) 具体的問題の把握

担当地域において保護を必要とする児童、妊産婦、母子家庭等の発見に努め、その抱える問題を的確に把握する。また、市区町村長、児童相談所長、地域の関係機関等から調査等を依頼された場合においては、的確に実情を把握し、依頼者に対し報告する。

(3) 記録とその活用

把握した問題、状況等について、その後の児童委員活動に活用するため、別添の児童票(略)を参考に正確に記録を行うよう努める。
なお、個人の秘密の保持には十分留意する。

2 相談・支援

担当区域内の児童、妊産婦、母子家庭等について相談に応じ、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る制度、施設、サービス等について助言し、問題の解決に努める。特に専門的な判断、治療、処遇等を必要とする問題については、速やかに適切な関係機関の援助が受けられるよう連絡・調整を行う。
相談・支援の代表的な事例としては、次のようなものがある。

(1) 手当等の受給、貸付金の借受に関する事実確認と支援

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、福祉手当、母子福祉資金貸付金等の制度の周知に努めるとともに、これらの手当等の受給、借受に当たって必要とされる事実確認を依頼されたときは、これに協力するとともに、これらの手当等の適

正な受給等につき、関係の職員や相談員と協力して支援を行う。

(2) 保護を必要とする児童等に対する助言、支援

担当地域の保護を必要とする児童及びその保護者、妊産婦、母子家庭等に対して、それぞれの抱える問題に応じて利用し得る施設やサービス等について助言するとともに、必要に応じて関係機関の援助が受けられるよう、支援を行う。特に児童に関する専門的な相談・指導が必要と考えられる場合については、児童相談所との連絡・調整を行う。

(3) 委託による指導

都道府県知事又は児童相談所長の措置により、児童やその保護者の指導が委ねられたときは、当該関係機関から指導上の資料を得て、それを参考に指導する。

(4) 施設に入所中の児童の家族等及び施設から退所した児童等に対する支援

児童福祉施設に入所中の児童の家族等について、また施設から退所する児童及びその家族等について施設長、児童相談所長等から連絡があったときは、その児童及び家庭の状況に留意し、学校等の関係機関と連絡を密にして、その保護、支援に努める。

(5) 里親の開拓への協力

里親制度の周知を図り、里親となることを希望する者を適宜児童相談所等に連絡するなど、里親の開拓に協力する。

(6) 妊産婦、乳幼児の保護者に対する助言

- ①妊婦に対し、妊娠の届出や母子健康手帳の活用について助言するとともに、妊娠中及び産後の定期的な保健指導を受けるよう勧奨する。
- ②市区町村及び保健所における健康診査、健康相談、訪問指導等の活用について助言する。

3 児童の健全育成のための地域活動

地域において児童の健全育成を行う者等と連携し、次のような活動を行い、児童の健全育成のための地域活動に対する地域住民の参加を促進し、児童の健やかな育成に関する気運の醸成に努める。

(1) 児童の健全育成のための地域活動の促進

- ①児童館、母親クラブ、放課後児童クラブ、子育てサークル、子ども会等、児童の健全育成に関する活動に対し援助・協力する。また、地域におけるボランティア活動への児童の参加を促進・支援する。
- ②児童虐待防止ネットワークや少年サポートチームの活動に対し、進んで参加するとともに、地域における健全育成関係の協議会等へ積極的に関与する。
- ③地域における子育て支援活動を推進するため、市町村等の行う子育て支援における総合的なコーディネート業務や、保育所等を拠点とした地域における子育てネットワークづくりの促進のために必要な援助・協力をを行う。

(2) 母子保健組織の育成等

地域母子保健組織、愛育班等の活動の推進に努めるとともに、それらの行う保健活動に対し援助・協力する。

(3) 児童福祉文化財の健全化と地域環境の浄化

- ①児童福祉文化財の健全化を図るため、都道府県及び市町村児童福祉審議会の推せん、勧告の機能が活発に発揮されるよう地域の具体的資料を収集し、関係機関に提供する。
- ②俗悪な広告や成年向け雑誌の自動販売機等について必要がある場合には、関係機関の助言を得つつ、その経営者等に対し撤去等を要請する等地域の環境の改善、浄化に努める。

(4) 施設の設置及び児童の居場所の確保の促進等

児童の居場所の確保のため、児童館、放課後児童クラブ等の設置等について住民及び関係機関と協議を行い、地域の実情に応じ、その設置等を促進する。

(5) 事故等の防止

交通事故をはじめ、家庭内外の事故や犯罪から児童を守るため、家庭及び地域の環境が危険な状態のまま放置されることのないよう地域住民等の注意を喚起し、危険な環境の排除又は改善に努める。

また、児童の自殺の問題についても、児童相談所、福祉事務所、学校等の関係機関と密接な連携をとり、自殺の未然防止に努める。

(6) 児童の非行防止

喫煙、飲酒、家出、性的非行、暴走運転、脅迫、窃盗、暴行、放火等児童の非行や犯罪の早期発見と未然防止を図るため、そのおそれのある児童の把握とその補導、更生に努める。また、学校、PTA、補導団体、警察、町内会、自治会等との密接な連携のもとに、児童をとりまく家庭及び地域環境の改善、整備に努める。

4 児童虐待への取組み

近時、児童虐待による死亡事件が後を絶たず、また、児童相談所等に対する虐待の相談件数も増加の一途をたどっていることから、児童虐待防止対策についての積極的な活動を行う。

(1) 発生予防

子育て中の保護者等の身近な相談者、聞き役、支え役として、子育てに関する相談に応じるとともに、地域の子育て支援活動への参加・協力をを行いながら子育て中の保護者等に対し当該活動への参加を勧奨し、関係機関と連携を図りながら保護者等を支援すること等により、児童虐待の発生を予防する。

(2) 早期発見・早期対応

児童の福祉に職務上関係のあることを認識し、地域住民、関係機関等と密接に連携して児童虐待の早期発見に努め、これを発見した場合においては、児童福祉法第25条及び児童虐待の防止等に関する法律第6条に基づき速やかに通告を行い児童相談所、福祉事務所等の関係機関との連携により早期対応を図る。なお、

児童福祉法第29条及び児童虐待の防止等に関する法律第9条に基づく立入調査の実施に当たって関係機関から協力依頼を受けた場合は、積極的に情報提供を行う等これに協力すること。

(3) 再発防止

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関と連携し、一時保護所、児童養護施設等の退所後等についても、定期的な相談や地域で見守りを行うなどにより児童虐待の再発防止やフォローアップを行う。

(4) 児童虐待防止ネットワークへの参画

住民に最も身近な市区町村において、子ども・家庭に関わる多くの機関が参加する虐待防止ネットワークに積極的に参画する。

5 意見具申

(1) 市町村長等から意見を求められた場合の意見具申

法令、通達の定めるところにより児童等に係る措置、それに要する費用負担等について、都道府県知事、市町村長等から意見を求められたときは、事実に基づき児童等の福祉増進の観点から適切な意見を述べこれに協力する。

(2) 自発的な意見具申

児童等に関する施策及びその実施について児童等の福祉の増進の観点からその改善が必要と思料する場合は、児童委員協議会又は主任児童委員を通じて関係機関に対し、建設的な意見を提出する。

6 連絡通報

保護者のいない児童、虐待を受けていると思われる児童、母子生活支援施設等による保護を必要とする母子家庭等、保護の必要な児童、妊産婦、母子家庭等を発見又は発見した者から通告の依頼を受けたときは、その問題の所在、背景等を速やかに市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等適切な機関に連絡通報する。

児童、妊産婦、母子家庭等に関し、必要な事項の状況を児童相談所長に通知するときは、原則として市区町村長を経由するものであるが、児童虐待のおそれがあるなど直ちに児童相談所の対応が必要と認められる緊急の場合には、児童相談所長に直接通知し、その後速やかに市区町村長に報告する。

第3◆主任児童委員の活動

主任児童委員は民生委員・児童委員のなかから指名され、児童福祉に関する事項を専門的に担当するものとされており、原則として区域を直接担当しない取扱いとされているが、地域で発生する個別事案についても、当該区域を担当する児童委員と適宜連携を図り、積極的に対応することが求められている。主任児童委員として、児童委員の活動のほか、以下に掲げる事項について活動することが求められている。

1 関係機関と児童委員との連携

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所、学校、教育委員会等の関係機関との連絡を密接にし、児童及び児童を取り巻く家庭環境・社会環境について児童委員と連携して詳細な情報収集を行う。

また、地域における児童健全育成事業や母子保健活動等の推進に関しては、関係機関、特に児童館活動や母親クラブ等の関係者と密接に連携し、さらに健やかに子どもを生み育てる環境づくりに関しては、地域ぐるみで子育てを行うための啓発活動を企画し、活動の実施に当たっては、その中心的役割を果たし、関係機関及び児童委員と連携して積極的に活動する。

2 児童委員への援助・協力

市区町村、児童相談所、福祉事務所、保健所等の関係機関からの個別事案にかかる調査・支援等の依頼については、原則として児童委員に対して行われるものであるが、この活動に対し積極的に援助・協力するものであること。

また、個別事案を扱う必要がある場合においては、当該区域を担当する児童委員と調整・相談のうえ、協力して、これを行うものであるが、緊急を要する等事案の内容によっては、当該区域を担当する児童委員と連絡・調整を図りながら、主任児童委員が主体的に当該事案を扱うことも必要であること。

3 民生委員としての活動

主任児童委員は、生活保護法、身体障害者福祉法、老人福祉法などの行政事務への協力に関しては、制度の周知徹底等を行うにとどめ、主任児童委員としての活動を実施することに伴い、これら法律に基づく個別世帯に対する援助・協力等が必要となることを発見した場合には、速やかに当該世帯が生活する区域を担当する民生委員に連絡し、必要な援助・協力等を要請し、自らは個別世帯に対する援助・協力等は行わないことを原則とする。

第4◆児童委員協議会

児童委員相互の連携の強化及び任務の遂行に必要な知識、技術の向上を図るため、民生委員法(昭和23年法律第198号)第20条の規定に基づき組織された民生委員協議会ごとに児童委員協議会を組織するとともに、具体的事例に即した事例研究等を行い、その資質の向上を図るなど、その活動の充実強化を図る。

児童委員協議会は、児童委員相互の連絡をはかり、児童福祉のため各種の協議を行うために、民生委員協議会の開催と同時に開催することが望ましい。

全国児童委員活動強化推進方策

「広げよう 地域に根ざした 思いやり」行動宣言

児童委員・主任児童委員版

◆基本方針

進めよう！子育てを応援する地域づくり、
支えよう！子どもたちの健やかな育ち
～地域住民とともに「わがまちならでは」の活動を～

◆目的

- 全民児連では、児童委員・主任児童委員が子どもと子育て家庭への支援を推進するため、「アクションプラン」や「全国児童委員活動強化推進方策・行動宣言」に基づく取り組みを進めてきました。
- 近年、虐待に加え、引きこもりや不登校、いじめ、自殺、貧困等といった子どもに係るさまざまな課題が顕在化しています。
- このようななか、平成25年6月には、子どもの貧困対策推進法やいじめ防止対策推進法が成立しました。
- 子どもと子育て家庭をめぐる課題は複雑・多様化しています。児童委員は、主任児童委員との一層の連携を図りながら、活動を進めていくことが期待されています。また、民児協組織全体として目標を定め、取り組む必要があります。
- さらに、安心して子育てができ、子どもが健やかに育つためには、地域全体で子どもや子育て家庭を支える取り組みが重要であり、児童委員・主任児童委員は、住民の最も身近な支援者として地域住民への働きかけを進め、地域住民とともに地域づくりを進めていく必要があります。
- 本強化推進方策は、地域住民への児童委員・主任児童委員の活動の理解をすすめることで、これまで取り組んできた児童委員・主任児童委員活動をさらに発展させ、子どもが健やかに育ち、子育てしやすい地域づくりを推進していくことをめざすものです。
- 地域の実情に応じて、創意工夫を凝らした「わがまちならでは」の取り組みを計画的に進めましょう。

1 重点目標

(1) 子育て家庭を応援する地域づくりを進め、子育ての孤立や育児不安の抱え込みの防止に努めます。

(趣旨)

- 身近に相談できる人がいるという実感がもてるよう、子育て家庭と顔の見える関係を築き、出産前からの切れ目のない支援活動を展開することが、虐待の要因ともなりうる子育て家庭の孤立や課題の抱え込みの防止につながります。
- 児童委員・主任児童委員は、日々の活動のなかで子育て家庭と向き合い、健やかな子育て・子育てを応援し、地域住民がお互いに声かけや支え合いができるような地域づくり

に取り組むことが重要です。また、課題のある親子を早期に発見し、必要な支援につなぎます。

(考えられる取り組み例)

- 乳児家庭全戸訪問事業による訪問活動。
- 子育てサロンの情報提供、実施。
- 母親学級、両親学級への協力。
- 乳児健診を受診していない家庭への訪問、確認。
- 子育てマップの作成と地域住民及び関係機関への提供。
- 保健所、地域子育て支援センター、児童館をはじめとした子育てに関する専門相談機関等に関する情報提供。
- 生活困窮状態にある子育て世帯への教育支援ボランティア等の紹介。
- 学校やPTA等との連携による、地域の子どもたちに関する定期的な情報交換会の実施。

(2) 地域の子どもたちの見守り活動を進めるとともに、子どもたちにとって身近な「おとな」となります。

(趣旨)

- 児童委員・主任児童委員は、日々の活動のなかで地域の子どもたちの状況を把握することが大切です。
- 日頃から子どもたちと顔見知りになり、子どもたちが安心して接することができるような身近な「おとな」となることで、引きこもり、不登校、いじめ等、助けを求めることができずに孤立している子どもが信頼して相談できる相手となることをめざします。さらに、犯罪被害等から子どもを守るため、地域全体で子どもたちを見守る体制をつくることが重要です。

(考えられる取り組み例)

- 学校や子ども会等との連携・協働により、児童委員・主任児童委員が身近な存在であることを児童に伝える。
- 登下校時の声かけや通学路のパトロールによる見守り活動の実施。
- 安全マップの作成と、学校への情報提供。
- 不登校の子どもたちも日常的に通い、遊びや勉強等の活動ができるような居場所づくり、仲間づくりへの協力。
- 各地区における青少年育成組織の活動等への協力。

(3) 児童虐待の早期発見・早期対応のため、幅広い関係者の連携・協働を推進します。

(趣旨)

- 子どもの生命や健やかな育ちに大きな影響を及ぼす児童虐待は、予防に加え、早期発見、早期対応がなにより重要です。そのためには、市町村、児童相談所、保健所、保育所、幼稚園、学校等の関係機関と密接に連携した活動が大切です。

- また、民児協として要保護児童対策地域協議会の活動の活性化を働きかけることも重要な役割といえます。
- さらに、虐待が疑われるような場合に、地域住民からの情報提供を得られるよう、日頃から住民との関係を築き、地域全体で取り組みをすすめていくことが大切です。

(考えられる取り組み例)

- 学校、保育所、児童相談所等との定期的な情報交換会の開催。
- 児童虐待の気づきのポイント等についての資料の活用等、地域住民の虐待問題への関心を高める取り組み。
- 子どもや子育て家庭が抱えるそれぞれの課題について、学校や行政等の幅広い関係機関と相互に取り決めた役割分担のなかで、それぞれの課題に即したきめ細かい個別支援活動を行なう。

2 推進体制

地域の親子と知り合うためには、民児協として具体的な児童委員活動を展開すること、そしてそれを推進していくために各民児協の実情に応じた組織的な体制を整備することが必要です。

「全国児童委員活動強化推進方策 第2次アクションプラン」を踏まえ、以下にその推進体制を紹介しますのでご参照ください。すでに体制を整備している民児協については、推進体制を振り返る際の参考としてください。

(1) 単位（市区町村）民児協

- 児童家庭福祉に関する部会を設置する単位民児協は、全体の40.3%にとどまっている（平成24年全国民生委員児童委員連合会調べ）。児童家庭福祉に関する部会（委員会、プロジェクトチーム等）を設置し、その部会等が中心となり、本取り組みを実施する。主任児童委員も部会等に参画し、取り組みの推進にあたる。
- 民児協定例会において、必ず児童家庭福祉に関する内容を取り上げ、児童委員としての意識化や活動の推進を図る。
- 活動の展開にあたっては、区域担当の児童委員にも主任児童委員の民児協組織内における役割を正しく認識し、共通認識をもつようにする。また、区域担当児童委員と主任児童委員との密接な連携を図る。主任児童委員においては、民児協全体の児童委員活動の推進役として積極的な役割分担が望まれる。
- さらに、区域担当の児童委員や主任児童委員が日々の活動のなかで課題を抱え、孤立しないために、支え合う組織づくりを進める。
- また、必要に応じて、地区の小・中学校等広く関係機関・団体、当事者等の参画を呼びかけ、多様な視点を持って取り組める工夫をする。
- 虐待防止に関する啓発運動（オレンジリボン運動等）への協力を行なう。

(2) 都道府県・指定都市民児協

- 児童家庭福祉に関する部会（委員会等）を設置し、その部会等が中心となり、都道府県・指定都市全体の取り組みへ

の積極的支援を図る。主任児童委員も部会等に参画し、協働して取り組みにあたる。必要に応じて、関係機関・団体、当事者等の参画を呼びかけ、できるだけ地域全体の相談・支援体制を視野に置いた取り組みとする。

- 都道府県・指定都市内の主任児童委員の連携や学習を目的として、主任児童委員の連絡会等の設置を推進する。
- 区域担当児童委員と主任児童委員との十分な連携を図るため、単位民児協会長への研修等、積極的な支援を行なう。
- 県内の単位（市町村）民児協における情報・課題を共有する。
- 区域担当児童委員や主任児童委員が地域住民と知り合うために有効なツール（名刺や啓発パンフレット等）を作成・配布する等、委員が地域で活動するために必要な支援を行なう。
- 虐待防止に関する啓発運動（オレンジリボン運動等）への協力を行なう。

(3) 全民児連

- 児童委員活動事例集やマニュアル等の作成配布。
- 会議や研修会等における情報交換の場の提供や、機関紙等による情報提供。
- それぞれの地域で児童委員・主任児童委員が地区の小・中学校等とより連携をしていくために、必要に応じて諸官庁との連携を図る。
- 虐待防止に関する啓発運動（オレンジリボン運動等）への協力を行なう。

3 活動の振り返りについて

(定期的な活動の振り返りの推進)

(振り返りの視点)

- 定期的な活動の振り返りを通じ、その改善、充実を図っていくことが大切です。
- 「わがまちならでは」の子どもと子育て支援の活動方針・目標を明確に定め、年次ごとの目標に対する到達度を見据え、取り組んでいくことが大切です。
- 計画の策定にあたっては、例えば3年を1期とする計画を策定することなども考えられます。
- 一斉改選等に伴い、会長や委員の交代の場合も、民児協の活動が引き継がれるようにしていくことが大切です。

4 取り組み期間

平成25年12月～平成29年11月

※100周年となる平成29年11月までの取り組み

平成25年9月 全国民生委員児童委員連合会

児童虐待の防止等に関する法律の要点

平成12年5月24日法律第82号

1 目的

この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

2 児童虐待の定義

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）がその監護する児童（十八歳に満たない者をいう。）について行う次の行為をいう。

- (1) 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- (2) 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- (3) 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による児童虐待と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- (4) 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

3 児童に対する虐待の禁止

何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

4 国及び地方公共団体の責務等

○国及び地方公共団体の責務

- (1) 児童虐待の予防及び早期発見、児童の保護及び自立支援、児童が良好な家庭環境で生活するために必要な配慮をした保護者に対する指導・支援を行うため、関係機関及び民間団体の連携強化、医療の提供等必要な体制の整備に努めなければならない。
- (2) 児童福祉に職務上関係のある者が児童虐待の早期発見、防止に寄与できるよう研修等必要な措置を講ずる。
- (3) 児童の保護及び自立支援を専門的知識に基づき適切にできるよう、これらの職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るための研修等必要な措置を講ずる。
- (4) 児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。
- (5) 児童虐待を受けた児童が心身に重大な被害を受けた事例の分析及び児童虐待の予防及び早期発見、虐待を受けた児童のケア並びに保護者の指導・支援のあり方、教職員及び児童福祉施設職員が虐待防止に果たすべき役割等児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行う。
- (6) 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するように努めなければならない。
- (7) 何人も、児童の健全な成長のために、良好な家庭の環境及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

5 児童虐待の早期発見等及び児童虐待に係る通告

○早期発見等

学校、児童福祉施設、病院、その他児童福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、その早期発見に努めるとともに、虐待予防及び防止、並びに虐待を受けた児童の保護及び自立支援に関する国

及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

○通告等

児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所又は児童委員を介して市町村、都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所に通告しなければならない。

刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務は児童虐待の通告を妨げるものと解釈してはならない。

児童虐待に係る通告を受けた児童相談所等は通告者を特定される事項を漏らしてはならない（守秘義務）。

6 児童虐待を受けた児童の保護等

○通告又は送致を受けた場合の措置

市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が通告を受けた場合、市町村又は福祉事務所の長は必要に応じ近隣住民、教職員、児童福祉施設の職員等の協力を得つつ、当該児童との面会等により児童の安全確認を行うための措置を講ずること。さらに、必要に応じ児童相談所への送致等を行う。

児童相談所が通告を受けた場合は、児童相談所長は、速やかに必要に応じ近隣住民、教職員、児童福祉施設の職員等の協力を得つつ、当該児童との面会等により安全確認を行うよう努めるとともに、必要に応じ一時保護を行う。

○出頭要求・立入調査等

都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがある場合、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童相談所の職員等に必要な調査等をさせることができる。また、児童委員又は児童相談所の職員等を児童の住居に立ち入らせ、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させ、請求があれば提示させなければならない。保護者が正当な理由なく立入調査や再出頭要求を拒否した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、都道府県知事は、裁判官の発行する許可状により児童相談所の職員等に臨検又は捜索をさせることができる。

○警察署長に対する援助要請

児童相談所長は、児童の安全の確認又は一時保護を実施する場合、必要に応じ適切に、警察署長に対し援助を求めることができる。都道府県知事が児童虐待が行われているおそれがあると認めて行う立入調査等についても同様とする。

○保護者に対する指導

児童虐待を行った保護者は指導を受けなければならない。指導を受けないときは、都道府県知事は指導を受けるよう勧告することができる。

○面会・通信の制限等

施設入所等の措置又は一時保護が採られた児童に関して、児童相談所長又は施設長は保護者との面会又は通信を制限することができる。家庭裁判所の承認を得て施設入所等の措置が採られた場合において、面会通信の全部が制限されており、さらに必要があるときには、保護者に対し児童の身辺へのつきまといや施設・学校等の付近でのはいかひの禁止を命ずることができる。（命令違反の場合罰則）

○虐待を受けた児童等に対する支援

市町村は保育所に入所する児童の選考に当たり、児童虐待防止のため、特別な支援を要する家庭の福祉に配慮しなければならない。

国及び地方公共団体は、虐待を受けた児童が年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるよう教育内容及び方法の改善・充実を図るための施策を講じなければならない。

国及び地方公共団体は、居住場所の確保、進学又は就業支援等虐待を受けた児童の自立支援のための施策を講じなければならない。

平成27年7月より、
全国の児童相談所につながる共通ダイヤルが
「189」の3桁の番号になりました。

匿名での通報・相談も可能です。
早期発見・早期対応のために、民生委員・児童委員からも
地域の人びとへ幅広い周知を行なっていきましょう。

児童虐待をなくし、子どもたちの笑顔を守るため、 覚えやすい3桁の番号になりました。

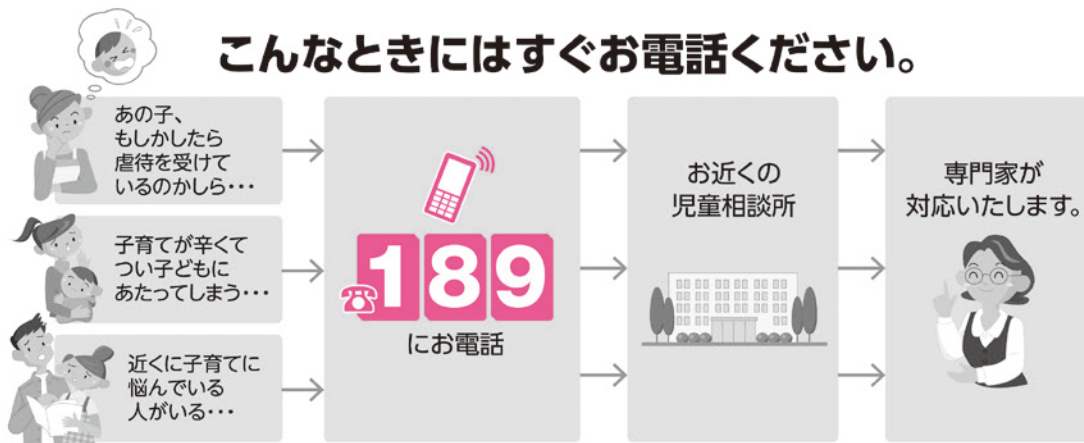
児童相談所全国共通ダイヤル



お近くの児童相談所につながります。

※一部のIP電話からはつながりません。
※通話料がかかります。

こんなときにはすぐお電話ください。



児童虐待とは・・・

- 身体的虐待** なぐ、け、たた、おぼ 殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- 性的虐待** 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ネグレクト** 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- 心理的虐待** おど 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(ドメスティック・バイオレンス:DV) など

お近くの児童相談所は



児童委員活動の手引き **41** 集

子どもや子育て家庭への 切れ目のない支援を 進めるために

児童虐待の予防と早期発見・対応に向けて

社会福祉法人全国社会福祉協議会
全国民生委員児童委員連合会

〒100-8980

東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル

TEL:03-3581-6747

<http://www2.shakyo.or.jp/zenminjiren/>

発行/2016年3月